

# 庄報 ちげのぶ

平成5年

4月号

No.237

発行 愛媛県温泉郡重信町 編集 企画商工課 〒791-02 重信町大字志津川972番地 ☎(0899)64-2001(代表) 印刷 四国電話印刷株

## 平成5年

# 消防出初式

平成5年3月7日



今月の主な内容

平成5年度町長施政方針…	2・3	環境衛生……………	10・11
3月定例議会……………	4・5	消防出初式……………	12
税・国保・年金……………	6・7	同和教育……………	13
保健だより……………	8	在宅ねたきり老人等介護手当…	14
児童手当……………	9	埋蔵文化財保護……………	15
		戸籍・町民カレンダー……………	16

町の人口

世帯数 6,945 (+17)  
 人口 21,030 (-4)  
 男 10,073 (+9)  
 女 10,957 (-13)  
 3月1日現在

# 平成五年度 町長施政方針

## 「みどり」と文化の町づくり」



町長 和田 治樹

平成五年度の予算編成につきましては、第三次重信町総合開発計画の基本理念を踏まえながら、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、都市化の進展に合わせた環境整備を進め、高齢化、国際化及び高度情報化時代に対応した体制により、福祉の向上を始めとした諸施策を推進するとともに、活力のある長寿社会をめざして「みどり」と文化の町づくり」に邁進したいと考えております。

### 行政組織の活性化

引き続きOA機器の導入等による行政改革を進めるとともに、従来の課を見直し、企画商工部門担当課の新設と、四課の名称を改め、企画調整機能の充実と商工観光部門の振興を図るほか、都市基盤整備や窓口サービスの向上をめざすこととしました。

### 保健対策

住民の健康への関心に呼応するため、本年度から六十歳の基本健診導入、乳がん及び肺がん検査の個人負担の廃止、ねたきり老人や痴呆性老人に対する巡回指導や健康相談及び機能回復訓練事業を推進するとともに住民の各種検診や育児相談事業及び食生活改善活動は引き続き実施する計画です。

### 生活環境の整備

まず生活排水対策として都市部においては下水道による処理を、農村部では農村集落排水事業による処理を、そしてそれ以外の地域では合併処理浄化槽によることとし、本年度は生活排水対策推進計画の策定に取り組みほか合併処理浄化槽設置事業費補助金と農村集落排水事業の調査費を計上致しました。また、ゴミ処理対策につきましても、引き続き対策するよう計画しております。

### 社会福祉の充実

国県の施策に合わせた社会福祉の充実強化と年金、各種医療施策の充実を進めるほか老人保健福祉計画の策定にも取り組み、ホームヘルパーの増員等による高齢者の在宅福祉対策を強力に推進する計画としました。さらに、ねたきり老人等介護手当の増額、針きゅう施術費の助成も行うことと致しました。

### 林業の振興

代化の基盤となる農道水路等の土地改良事業を農村総合整備モデル事業と合わせ積極的に推進するほか上林地区におけるほ場整備も引き続き実地し、農業生産基盤の整備を計画しております。

林道整備費及び森林総合整備事業や地域森林環境整備事業の経費を計上しております。また、皿ヶ嶺地区の森林利用高度化対策事業は、引き続き周辺部の森林整備を計画致しております。また、既にその一部は住民の方々により森林アムニティ公園として利用されているところであります。そしてこの森林公園につながる林道上林河之内線の改良につきましても本年二月の起工式に続いて工事が進められる予定です。

### 商工業の振興

商工会を中核とした関係団体の育成強化に努めたいと存じます。

また、本町の観光資源にも着目し、みどり豊かな自然を活かした観光等について検討する計画です。

### 都市基盤の整備

第一に主要町道の拡幅改良と各地域の生活関連道路の改良舗

装及び高速道路周辺整備事業を進めるとともに重信川周辺の「かすみの森公園」及び「樋口公園」を整備の予定であります。第二は土地区画整理ですが、本年度は区画道路及び整地工事を実施するとともに地区内の児童公園の整備も計画しております。

### 教育文化の振興

国際化教育の一環として教員及び中学生の海外派遣を予定しております。また、本年度は北吉井小学校の合併浄化槽の改修を計画しました。

社会教育につきましては、町民会館を拠点に生涯学習事業のほか国際交流や英会話教室等を引き続き実施するとともに文化協会の育成にも努める予定です。また、分館活動の振興のため、その活動費及び地域の公民館施設改修費を補助することと致しました。

図書館、歴史民俗資料館は、本年度は図書購入費の充実を図

るほかパソコンによるデータ取り込み方式を導入し、図書館情報サービスの向上を図ることと致しました。また、町内の埋蔵文化財の発掘調査も続いて行うとともに各種の社会体育事業や軽スポーツの普及を進めたいと存じます。

### 特別会計

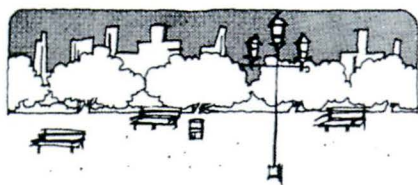
まず、住宅新築資金等貸付事業特別会計では、地方債の償還費を、老人保健特別会計では、前年の実績をもとに医療費を上致しました。

次に国民健康保険特別会計では、被保険者の減少と高齢化が進んでおり、国保の構造的な問題ともなっています。医療の高度化と診療報酬等の引き上げにより保険給付費は増加しております。

次に簡易水道事業特別会計では、本年度は水道管の敷設替え工事等を計画致しております。最後に土地区画整理事業特別会計では、測量設計及び整地工事等を計上致しました。

近年は特に厳しい財政事情に加え、景気の減速等により全国的に収収の動向が懸念され、大変厳しい局面を迎えておりますが、当町におきましても健全財政の確保と的確な財政運用により着々と大型プロジェクトを推進しており、本年度も多様化する

る行政需要に対応しつつ、二十一世紀をめざした「みどり」と文化のまち・「重信」の活性化と住民福祉の向上に努めて行きたいと思っております。



### 重信町行政組織の一部改正についてのお知らせ

平成五年四月一日から行政組織の一部改正に伴い、企画商工課を新設するほか、一部課の名称を変更しました。各課の名称及び分掌事務は次のとおりです。

#### 総務課

職員の人事及び給与に関すること。

財政に関すること。  
選挙に関すること。  
消防及び交通に関すること。  
議会及び一般行政に関すること。  
他課の主管に属しないこと。

#### 電算課

電算に関すること。

#### 税務課

町税及び県民税の賦課徴収に関すること。  
国民健康保険税の賦課徴収に関すること。

#### 町民課

戸籍住民基本台帳に関すること。  
国民年金に関すること。  
国民健康保険に関すること。  
住宅管理に関すること。

#### 福祉課

医療給付に関すること。  
老人保健の医療に関すること。  
社会福祉に関すること。  
児童福祉に関すること。  
保健衛生に関すること。  
環境衛生に関すること。  
公害に関すること。

#### 同和对策室

同和对策事業の総合企画及び連絡調整に関すること。  
同和教育推進に関すること。

地方改善施設整備事業に関すること。  
同和問題の調査及び研究に関すること。

#### 産業課

農林業の振興に関すること。  
土地改良に関すること。  
農業土木に関すること。  
農業委員会に関すること。  
水産及び畜産に関すること。

#### 国土調査課

国土調査に関すること。

#### 企画商工課

企画調整に関すること。  
統計に関すること。  
消費者行政に関すること。  
広報、公聴に関すること。  
商工業の振興に関すること。

#### 建設課

観光に関すること。  
一般土木（道路、橋梁、河川）に関すること。  
建築に関すること。  
都市計画に関すること。

#### 都市整備課

都市整備に関すること。  
他課に属さない都市計画に関すること。

#### 水道課

水道に関すること。



### 平成5年度国家公務員採用試験 (大学卒業程度)

試験の種類	申込受付期間	第1次試験日
国家公務員採用I種試験	5.6(木) 5.17(月)	6.13(日)
国家公務員採用II種試験		7.4(日)
国税専門官採用試験		6.19(土)
労働基準監督官採用試験		20(日)
法務省採用試験		6.19(土)
航空管制官採用試験		8.20(金)~9.2(木)

※ 詳しいお問い合わせについては  
〒760 高松市松島町1-17-33  
人事院四国事務局 第二課試験係  
☎(0878)31-4765まで

町議会だより

三月定例議会

平成五年度予算

八十五億三千八百万円を可決

第四百四十七回重信町議会定例会は、三月十二日から三月二十三日までの十二日間の会期で開かれ、平成五年度当初予算、平成四年度補正予算、条例の制定及び一部改正など二十四議案が審議され、全議案原案のとおり可決されました。

また、総務委員会に付託され継続審査となっていた平成三年度の決算六件は、原案のとおり認定され、北吉井小学校並びに北吉井幼稚園等に隣接する遊技場（パチンコ）設置の自粛要請請願書」は採択され、町当局に回付し対応することになりました。

一般質問は、九名の議員から公共下水道・都市下水路・高速道路周辺整備・老人福祉・保育行政・学校教育・社会教育・悪臭問題・ごみ対策など多方面にわたって行われました。

以下議決された主なものは、次のとおりです。

一般会計当初予算

予算総額五十三億八千百万円（前年度対比六・九%増）で、主な事業は次のとおりです。

- 農林水産事業 八一、八五四千円
- 農村総合整備モデル事業 六六、八九一千元
- ほ場整備事業 七九、一八三千元
- 林道改良事業 三一、二九九千元
- 道路改良整備事業 五八六、四二三千元
- 高速道路周辺整備事業 二五一、四五五千元
- 土地区画整理事業 三五〇、四一一千元
- 児童公園整備事業 一〇九、六三六千元
- 総合公園整備事業

条例制定・改正等

- 小学校整備事業 二九九、八八一千元
- 重信町課設置条例の一部改正 一一一、一七二千元
- 企画調整と商工観光部門を充実させるため「企画商工課」が新設され、また、「住民課」は「町民課」に、「厚生課」は「福祉課」に、「産業経済課」は「産業課」に、「企画課」は、「都市整備課」に、「企画課」は、「都市整備課」に、四月一日から名称が変更されることになりました。
- 在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正
- 居室においてねたきり老人等（六十五才以上）を常時介護している者に対し、本年一月から月五千元の介護手当が支給されていますが、これが四月一日から月額一万円に引き上げられることになりました。

○はり、きゆう施術費助成条例の制定

満七十才以上の者、身体障害者で一級から三級の身体上の障害のある者、療育手帳を受け、障害の程度がA又はBと判定された者が、はり・きゆうの施術を受けた場合、一ヶ月五回を限度として、一回千円の助成が四月一日から受けられることになりました。

○住宅新築資金等貸付条例の一部改正

住宅新築資金等の貸付限度額が、新築資金は六九〇万円（現行六七〇万円）に、改修資金が四一〇万円（同三九〇万円）に、宅地取得資金は五五〇万円（現行五三〇万円）にそれぞれ四月一日から引き上げられることになりました。

○人権擁護委員の推薦

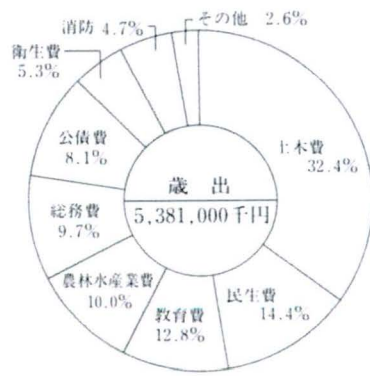
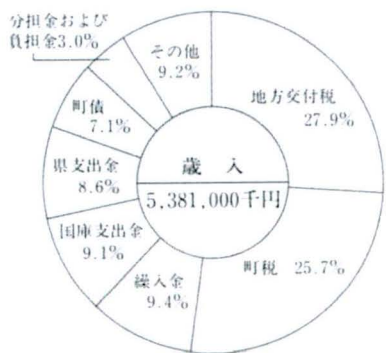
任期満了に伴う人権擁護委員に前園俊暁氏（上林・再）を推薦することになりました。

○農業農村整備事業の推進に関する意見書

議員提案による、農業農村整備事業の予算枠拡大のための意見書が可決され、関係機関に提出されることになりました。



一般会計 歳入歳出予算図表

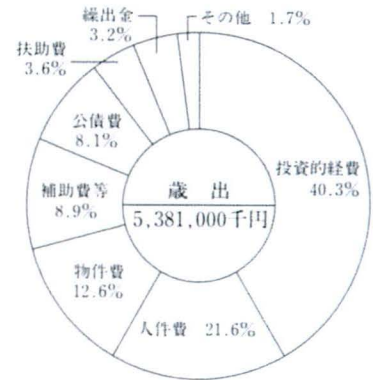


# 平成5年度会計別予算

(単位：千円)

会計別	本年度	前年度	比較	前年度対比%	合計比%	繰入金	繰出金
一般会計	5,381,000	5,034,000	347,000	6.9	61.8	508,277	170,520
住宅新築資金等貸付事業特別会計	10,810	16,967	△ 6,157	△ 36.3	0.1	521	
老人保健特別会計	1,497,443	1,259,037	238,406	18.9	17.2	81,845	
国民健康保険特別会計	944,439	922,410	22,029	2.4	10.8	58,899	
簡易水道事業特別会計	241,690	203,004	38,686	19.1	2.8	37,895	
土地区画整理事業特別会計	633,100	1,016,800	△ 383,700	△ 37.7	7.3		
合計	8,708,482	8,452,218	256,264	3.0	100.0		

# 性質別経費の図表



# 平成5年度一般会計歳入歳出予算額

〔歳入〕

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	合計比%
1 町税	1,380,031	1,375,655	4,376	25.7
2 地方譲与税	120,889	105,551	15,338	2.3
3 利子割交付金	45,000	100,096	△ 55,096	0.8
4 ゴルフ場利用税交付金	29,488	30,686	△ 1,198	0.5
5 特別地方消費税交付金	10	10	0	
6 自動車取得税交付金	38,719	38,110	609	0.7
7 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,090	1,090	0	
8 地方交付税	1,500,000	1,450,000	50,000	27.9
9 交通安全対策特別交付金	3,000	2,500	500	0.1
10 分担金及び負担金	158,471	246,687	△ 88,216	3.0
11 使用料及び手数料	76,319	76,531	△ 212	1.4
12 国庫支出金	491,865	516,431	△ 24,566	9.1
13 県支出金	460,062	270,561	189,501	8.6
14 財産収入	66,436	76,868	△ 10,432	1.2
15 寄付金	1,520	2,733	△ 1,213	
16 繰入金	508,277	362,390	145,887	9.4
17 繰越金	58,044	70,833	△ 12,789	1.1
18 諸収入	61,479	58,768	2,711	1.1
19 町債	380,300	248,500	131,800	7.1
歳入合計	5,381,000	5,034,000	347,000	100.0

〔歳出〕

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	合計比%	本年度予算額の財源内訳			一般財源
					特定財源	国県支出金	地方債	
1 議会費	95,500	94,426	1,074	1.8				95,500
2 総務費	524,255	556,598	△ 32,343	9.7	31,501		59,651	433,103
3 民生費	773,765	565,746	208,019	14.4	255,992	600	101,702	415,471
4 衛生費	287,426	255,141	32,285	5.3	27,359		2,704	257,363
6 農林水産業費	538,177	601,331	△ 63,154	10.0	150,039		70,047	318,091
7 商工費	40,627	8,043	32,584	0.8				40,627
8 土木費	1,742,644	1,646,973	95,671	32.4	469,677	379,700	184,980	708,287
9 消防費	250,903	226,514	24,389	4.7	13,116		288	237,499
10 教育費	689,077	632,800	56,277	12.8	6,296		14,046	668,735
11 災害復旧費	220	220	0					220
12 公債費	436,406	444,208	△ 7,802	8.1			103,283	333,123
13 予備費	2,000	2,000	0					2,000
歳出合計	5,381,000	5,034,000	347,000	100.0	953,980	380,300	536,701	3,510,019

## 税務だより

### 確定申告が間違っていたときは

確定申告をした後で、計算間違いなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告の提出を忘れていた方はいませんか。もう一度確認をしてください。確定申告が間違っていたときなどの訂正の仕方は次のとおりです。

### 税額を多く申告していたとき

税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額に訂正することができます。この更正の請求をする場合は、更正の請求書に、申告した金額と訂正すべき金額とを記入して税務署へ提出してください。

更正の請求ができる期間は申告期限から一年以内です。

### 税額を少なく申告していたとき

税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。この修正申告をする場合は、修正申告書の用紙に修正すべき金額を記入して税務署へ提出してください。

### 確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなればならないのに、申告書の提出を忘れていたときは、直ちに確定申告をしてください。確定申告期限を過ぎてからの申告を、「期限後申告」といいます。

なお、修正申告や期限後申告の場合は、本税以外に加算税や延滞税がかかることがありますので、ご注意ください。

### 問い合わせ先

松山市本町一丁目三番四号  
松山税務署へ  
電話 四一九一二二

## 平成5年4月1日から 老人保健の自己負担金 が変わります

老人の方が医療機関の窓口で支払う一部負担金が次のように変わります。

	平成5年3月末まで(現行)	平成5年4月1日～平成6年度まで
外来	900円/月	1,000円/月
入院	600円/日	700円/日

その他、お問い合わせは、役場町民課・老人医療係まで。

☎②001 内線 232

## 国保だより

### 国保の加入と届出

病気などで医療機関において治療を受けたとき、医療費の一部(三割または二割)を支払うだけで済む国民健康保険制度は、私たちの生活を支える大切な制度です。

国保の加入や脱退などの届出は、世帯主が十四日以内に行う

ことになっていきますので、家族に異動があったときは必ず届け下さい。

国保についてのお問い合わせは、町民課、国保係まで。

### 新しい保険証は届きましたか

国民健康保険の保険証が四月一日から新しくなっています。加入している世帯へは、三月末に郵便にてお送りしていますので、まだ確認されていない方

は、必ず確認して下さい。保険証のお問い合わせは、町民課、国保係まで。



	こんなとき	手続きに必要なもの
国保にはいるとき	●他の市町村から転入してきたとき	印かん、他市区町村の転出証明書
	●職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
	●職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印かん、被扶養者になれない理由の証明書
	●子供が生まれたとき	印かん、保険証、母子手帳
	●生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	●他の市町村に転出するとき	印かん、保険証
	●職場の健康保険にはいったとき	印かん、国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)
	●職場の健康保険の被扶養者になったとき	印かん、保険証
	●国保の被保険者が死亡したとき	印かん、保険証
その他	●生活保護を受けるようになったとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書
	●退職者医療制度の対象になったとき	印かん、保険証、年金証書
	●町内で住所が変わったとき	印かん、保険証
	●世帯主や氏名が変わったとき	
	●世帯を分けたり、いっしょにしたとき	
●保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	印かん、本人であることを証明するもの(使えなくなった保険証)	

# 年金だより

## 老齢福祉年金受給者のみなさんへ

社会保険庁では、年金受給者からの要望も踏まえ、年金の支払日が土曜日・日曜日又は祝日にあたるときは、その前日に繰り上げられることになりました。

老齢福祉年金は、四月・八月・十二月(受給者から請求があれば十一月)の十一日に支払われていますが、四月十一日が日曜日にあることから、九日の金曜日から支払われることとなります。

### 二十歳がスタート

### 国民年金の加入手続きはお済みですか

日本に住んでいる二十歳以上六十歳未満の人は、すべて国民年金に加入しなければなりません。職業などにより次の三種類の被保険者に分けられます。

- ☆第一号被保険者 学生
- ☆第二号被保険者 農業、漁業等自営業の人
- ☆第三号被保険者 サラリーマン、OL、公務員等で会社等に勤めている人

☆第二号被保険者 第二号被保険者に扶養される配偶者

このうち、第一号被保険者又は第三号被保険者に該当した場合は、ご本人が加入手続きをしなければなりません。

加入手続きは、住民票を登録している市町村の国民年金担当窓口で行いますが、学生の方で親から離れて下宿している等の場合で、住民票を居住地に移していないときは、家族に連絡して加入の手続きをしてもらってください。

なお、手続きが遅れた場合や保険料を納めていない場合、老齢基礎年金はもちろん、障害者となったときや亡くなったときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないこととなります。

また、六十歳未満で国民健康保険の被保険者となっている人は、原則として国民年金の被保険者となりますので、国民健康保険の手続きを行う際に国民年金の加入手続きも併せて行ってください。

年金は自分のためにだけでなく、家族のためにも重要です。届け出は忘れずに！

### 国民年金の手続き忘れずに

国民年金には、二十歳以上六十歳未満のすべての人が加入しなければなりません。加入しているも配偶者の退職・転職又は本人の就職・結婚等の場合には、そのつど届け出が必要になります。

特にサラリーマンの奥さんと

して国民年金の第三号被保険者になった場合、保険料はご主人が加入している年金制度で負担していただきますので、直接納める必要はありませんが、種別変更の届け出はとて大切です。奥さんやご主人に異動があった場合は、速やかに役場に届けて出をしてください。

つたり、将来年金を受けられるための期間が足りないという場合があります。詳しくは、役場町民課国民年金係へお問い合わせください。



## 国民年金被保険者 種別変更の手続きいろいろ

現在の種別	種別が変わる事由	変更後の種別
第1号被保険者 (自営業)	● 就職して厚生年金か共済組合に加入する	第2号被保険者
	● 家事手伝いの人が会社員と結婚して専業主婦となる	第3号被保険者
第2号被保険者 (サラリーマン)	● 転職して自営業になる(配偶者も第1号被保険者になる)	第1号被保険者
	● 会社を退職して自営業者の妻になる	第3号被保険者
	● 会社を退職して専業主婦となる(会社員の妻)	第3号被保険者
第3号被保険者 (サラリーマンの妻)	● 夫が会社を退職した	第1号被保険者
	● 妻の収入が増え、被扶養配偶者でなくなった	
	● 夫と離婚した	第2号被保険者
	● 夫が死亡した	
未加入	● 会社に就職し被扶養配偶者でなくなった	第2号被保険者
	● 夫が転職した	第3号被保険者
	● 会社などに勤めていない人、学生が20歳になる	第1号被保険者
未加入	● 20歳未満で就職し、厚生年金か共済組合に加入した	第2号被保険者
	● 会社員と結婚後20歳になる	第3号被保険者

## 自衛官募集

- 応募資格 十八才以上二十七才未満(平成五年度高校卒業予定者は七月から受付)
- 身分 特別職国家公務員
- 給与 初任給 一五一、八〇〇円  
ボーナス年三回(五・四・五月分)  
その他各種手当支給
- 衣食住 食事宿舎費は無料  
被服等も無料で支給又は貸与
- 特別手当 任期制隊員に  
二年終了時五七七、〇〇〇円  
四年終了時  
一、二六〇、〇〇〇円を支給
- 申し込み問い合わせ先 町役場総務課  
☎六四一・二〇〇一  
又は 自衛隊松山募集案内所  
☎四七三・三〇四〇
- 地区募集相談員は  
牛瀬地区 ☎六四一・〇七六二  
武智信之 横河原地区 ☎六四一・二一七〇  
田中 猛 ☎六四一・二一七〇  
上、下林地区 渡辺正巳 ☎六四一・二七四六  
御気軽に最寄りの所へ御相談して下さい

**保 健 だ よ り**

**おとしより健康相談室のご案内**

平成五年四月より次の内容で、「おとしより」とその家族を対象に、心と身体の健康相談を行います。

家庭で困っていること、自分のことで悩んでいること、ホケに関することなどいろいろな相談に応じます。お気軽にご利用下さい。

**対象**・町内在住の老人及びその家族

**日程**・毎月一回(別表のとおり)  
**受付時間**・午後二時～四時

**母親学級開催について**

妊娠・出産・育児は女性にとって大きな喜びであり、誰もが元氣な赤ちゃんを産み育てたいと、心から願っていることでしょう。そして、母親となる喜びだけではなく、不安を感じることも多いのではないのでしょうか。

そこで、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を持ち、妊娠中を快適に過ごせるように、母親学級を開催します。座談会などを通して、楽しい仲間づくりの場としても利用して下さい。一人であれこれ思うよりも、みんなで話し合ってみませんか。

多数のご参加をお待ちしています。

**対象** 妊婦  
**場所** 町民会館  
**料金** 無料

**申し込み方法** 電話にて、保健婦まで事前に申し込んで下さい。(☎64-2001 内線311・312)

※ 申し込みをされた方には、折り返し詳しい案内状を送付します。

**日時及びその内容**

回数	日時	内容	担当
1	5月31日(月) 午後2時～3時30分	(講義) 妊婦の生理、お産の経過、妊娠中におこりやすい病気の座談会(お産の実際)	産婦人科 医師 保健婦
2	6月4日(金) 午後2時～3時30分	(講義・実技) 妊娠中の日常生活のあり方 呼吸法 妊婦体操	保健婦
3	6月18日(金) 午後2時～3時30分	(講義・実技) 沐浴 お産の準備用品 母と子の関わり方	保健婦
4	6月23日(水) 午前10時～12時30分	(講義・調理実習) 妊産婦の栄養 試食及び反省会	栄養士 保健婦

**おとしより健康相談室日程表**

平成5年	5月10日(月)
	6月7日(月)
	7月19日(月)
	8月2日(月)
	9月6日(月)
	10月4日(月)
平成6年	11月1日(月)
	12月6日(月)
	1月10日(月)
	2月7日(月)
	3月7日(月)

場所・重信町役場保健婦室  
担当者・医師、保健婦  
料金・無料  
内容・個別で相談に応じ必要な指導及び助言を行います。  
※予約制で行いますので、事前

に役場保健婦まで申し込んで下さい。  
TEL 六四二二〇〇一

**子宮けいがん・乳がん検診**

子宮けいがん検診は、がんを早期にみつけることができます。乳がん検診は、触診で行う検診です。

平成五年度の子宮けいがん、乳がん検診を次のとおり実施します。自覚症状のない時から定期的に検診を受けて、がんの早期発見に努めましょう。

初めての方も気軽に検診を受けて下さい。

**日程・場所**  
別表のとおり

**受付時間**  
午後一時～二時

**料金**  
子宮けいがん検診  
本人負担・四〇〇円

**子宮けいがん・乳がん検診日程表**

実施日	場所
6月7日	北吉井小体育館
6月11日	南吉井小体育館
6月14日	重信町民会館
6月15日	重信町民会館
6月16日	上林公民館
6月21日	下林集会所
7月12日	南吉井小体育館
7月13日	北吉井小体育館
7月16日	重信町民会館
10月12日	重信町民会館

(町負担・二、六七〇円)  
乳がん検診  
無料

**持参品**  
○健康調査票(申し込まれた方へ事前に送付します。)  
○バスタオル(乳がん検診を受ける方のみ)

**申し込み方法**  
各組回覧で申し込んで下さい。組に入っていない方は、地区衛生委員、又は役場保健婦まで申し込んで下さい。  
☎六四二二〇〇一

**申し込み期限**  
五月十五日(日)  
(胃がん・大腸がん検診については、広報七月号に掲載します。)



## 重信町スポーツ少年団剣道部員募集

小学生剣道部員の募集を行います。申込日時は次のとおりです。なお、各小学校に募集要項がありますのでご覧ください。

### 1. 南吉井剣道部(南吉井・拝志・上林各小学校区)

- 申込日時  
平成5年4月24日(土)  
17時30分～19時30分

- 場所  
重信町トレーニングセンター  
(この日以外でも受付可)

### 2. 北吉井剣道部(北吉井小学校区)

- 申込日時  
平成5年4月23日(金)  
17時30分～19時30分

- 場所  
北吉井小学校体育館  
(この日以外でも受付可)

### 3. 若葉剣道会(募集人員幼児・小学1年生で5名)

- 日時  
平成5年4月1日(木)～

- 申込先  
松山刑務所保安課 近藤英俊

### 4. 大人(男女共)で剣道ご希望の方

- 北吉井小学校体育館  
(月、水、金 18時～)
  - 重信町トレーニングセンター  
(火、木、土 18時～)
- までお越し下さい。

### 5. 問い合わせ先

- 重信剣道会 笹岡 64-2843
- 若葉剣道会 近藤 64-3355

## 事業主のみなさん

労働保険料(労災保険・雇用保険)の申告・納付はお済みですか。

平成5年度の年度更新は、5月17日までです。

手続きは、お忘れのないよう、お早めに、確実に。

申告・納付のお問い合わせは、

愛媛労働基準局労災補償課(0899-25-2101)

愛媛県雇用保険課(0899-41-2111)

または最寄りの労働基準監督署まで。

## ポリオ生ワクチン投与のお知らせ

ポリオは、ポリオウイルスによっておこる病気で、別名「小児麻痺」と呼ばれています。主に小児に発生し、ときに手足の運動麻痺をおこします。

ポリオ生ワクチンは、口から飲む予防接種で、効果を高めるため、下痢をしていない事が大切です。

今回、下記のとおり実施致します。詳細は、役場・保健婦までご連絡下さい。 ☎64-2001

投与方法	6週間以上の間隔をあけて2回経口投与します
対象	重信町に住居票があり、以下に該当する児 (1回目)H4年7月1日～H5年1月31日生まれの児 (2回目)H4年2月1日～H4年6月30日生まれの児 及び4才未満の未投与児
日時	平成5年5月11日(火) 午後2時～3時
場所	重信町民会館
持参品	母子手帳 印鑑
注意事項	○母子手帳の提示のない場合は予防接種を行いません。必ず母子手帳をご持参下さい。 ○当日のお昼の体温を測ってきて下さい。
その他	次回は平成5年10月21日です。

## 児童手当の手続きはお済みですか?

平成4年1月1日から児童手当制度が改正され一人目の子供(平成3年1月2日生以降)から手当が支給されることになりました。認定請求は随時受付ますので申請をされる方は役場福祉課までおこしください。

なお、認定請求された方は所得限度額を超えない限り請求の翌月より支給されます。

支給の対象となる児童の年齢については次の表のとおりです。

詳しい事は、福祉課でお尋ね下さい。

電話64-2001 内線254

### 児童の年齢についての経過措置

第1子	平成3年1月2日以後に生まれた児童	3歳の誕生日の属する月分まで支給
第2子以降	平成元年1月1日～平成元年12月31日生まれの児童	4歳の誕生日の属する月分まで支給
	平成2年1月1日～平成2年12月31日生まれの児童	平成5年12月分まで支給
	平成3年1月1日以後に生まれた児童	3歳の誕生日の属する月分まで支給

## 埋蔵文化財発掘調査作業員の募集について

重信町教育委員では、北野田地区区画整備並びに重信町総合公園整備に伴う埋蔵文化財発掘調査を実施するため、作業員を次の要領で募集しております。

### (要領)

#### 一、作業場所

北野田字北野(発掘現場)

西岡字大谷、他(発掘現場)

#### 二、作業内容

主として手堀りによる遺構の発掘作業

#### 三、期間

平成5年4月1日～

平成5年11月末 予定

#### 四、作業曜日・時間等

●月曜日・土曜日(日曜日・祝日は休み)

●八・三〇・一七・〇〇

●賃金

●日額 男六、〇〇〇円

女五、〇〇〇円

●募集人員 三〇名

●保険

●労災保険に加入します。

●連絡先

重信町教育委員会

(TEL六四一・二五〇〇)

重信町歴史民俗資料館

(TEL六四一・三四一四)

## 憲法週間を迎えて

- 5月3日は、憲法記念日です。全国の裁判所では、毎年、憲法記念日を中心とする5月1日から7日までの1週間は憲法週間とし、法務省や日本弁護士連合会の協力を得て、各種行事を行っています。
- 近代国家の憲法は、いずれも、個人の尊厳の確保、個人の自由と平等の保障を目標としており、日本国憲法も、国民の基本的人権を広く保障しています。しかし、個人の権利が保障されているということは、自分の権利と同時に他人の権利も保障されているということであり、両者の共存が図られなければなりません。また、このような基本的人権を擁護するため、権力の行使は法に従って行われるべきであると考えられています。この原理を「法の支配」といい、これも日本国憲法の重要な原理の一つです。
- 裁判所は、憲法の番人として、憲法に従った公平な裁判をすることで、国民の基本的人権を守り、正義を実現し、法の支配を維持する役割を果たしてきました。以上のことをよく理解され、我が国を、名実ともに、一層基本的人権が尊重され、法の支配の行き届いた国にしていこうではありませんか。

## 暴力団に関する困りごと相談は 愛媛県暴力追放推進センター!!

- ◎当センターは、昨年3月1日施行された「暴力対策法」に基づき設立された財団法人です。暴力団を壊滅し、安全で住みよい愛媛の実現のための皆様のセンターです。
- ◎主な事業活動は、
  - 暴力団でお困りの方への相談活動 無料で、相談を受けます。また、相談の秘密も固く守ります。
  - 訴訟費用の無利子貸付けなど暴力団から被害を受けた場合の支援活動
  - 暴力団から足を洗いたい、洗わせたいという本人や家族からの相談活動
  - 少年を暴力団から引き離すことの相談活動
  - 県民の皆様の暴力団根絶の意識をたかめるための広報活動など
- ◎相談先(電話でも、面談でも相談を受けます。)  
松山市若草町7番地  
財団法人 愛媛県暴力追放推進センター  
電話(0899)32-8930  
(0899)32-1893



思いやる 心ではしる 伊予の道

## 粗大ごみ回収(4月28日)のお知らせ

4月28日(水)は粗大ごみ回収日です。

下記のことに留意し指定場所へ出して下さい。

### 回収時間

回収日の午前10時まで

(回収日以外の日には出さないで下さい。)

### 回収する粗大ごみ

テレビ、冷蔵庫、洗たく機、自転車、ミシン、ベッド、机、イス、家具、ふとん、じゅうたん等。(その他のものについては事前に福祉課へお問い合わせ下さい。)

### 注意事項

一般ごみ、不燃物(カン・ビン類)は従来通りの日程で回収しますので、粗大ごみの回収には出さないで下さい。

ゴム製品・ビニール等(うすいアセシート・ハウス用ビニールシート)などの産業廃棄物及び事業所からの排出はお断りします。

粗大ごみの中にはまだまだ利用できると思われるものがたくさんあります。出す前にもう一度利用できないか確認しましょう。

## 粗大ごみ回収場所

地 区	場 所
山之内	荒木谷バス停
樋之口	公民館西側
横河原	二本松
志津川	志津川グラウンド 八反地墓地南東側
西岡	公民館 池ノ下公民館
見奈良	公民館
田窪	集荷場
田窪団地	遊園地前
牛湖	公民館 堀池公民館
牛湖団地	ホンプ室横
播磨台団地	公民館南側
上樋団地	牛湖団地駅 北東入口
南野田	野田集荷場
北野田	大地泉南
北野台団地	集会所横
新村	農協支所南側
上林	恩地橋 蔵置所横
下林	下林集会所
上村	農協支所北側

## 春の全国交通安全運動

四月六日から十五日までの一日間、「春の全国交通安全運動」が実施されます。

運動の重点は、

- 一、シートベルトの着用の徹底
- 二、若者による無謀運転の追放
- 三、高齢者と子どもの交通事故防止
- 四、違法駐車 of 締め出し

交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけることにより、入学期の子どもや行楽車両による交通事故をなくしましょう。

# ごみ・粗大ごみ・不燃物 回収について

## 燃えるごみの回収

### ① 回収日・回収地区

月・木曜日↓樋口、横河原、志津川、西岡  
火・金曜日↓田窪の一部(柳屋酒店から森川商店より西)、牛淵、南野田、北野田、新村、北野台団地、播磨台団地  
水・土曜日↓見奈良、下林、上林、上村、田窪団地、愛大医学部重信宿舎、田窪の一部(柳屋酒店から森川商店より東)

### ② 燃えるごみを出す時間

回収日の当日、午前八時まで

### ③ 注意事項

日曜日、祝日、地方祭、盆節句、お盆、年末、年始は燃えるごみは回収しませんから、ごみを出さないで下さい。  
ビニール袋またはダンボール箱に入れて出して下さい。

燃えるごみ以外のもの(ガラス・缶等)と一緒に出さないで下さい。

## 粗大ごみの回収

### ① 回収日

偶数月(四月・六月・八月・十月・十二月・二月)の二十八日

### ② 粗大ごみを出す時間

回収日の当日、午前十時まで

### ③ 回収する粗大ごみ

テレビ・冷蔵庫・洗濯機・自転車・ミシン・ベッド・机・イス・家具・布団・じゅうたん等

### ④ 注意事項

ゴム製品・ビニール等(うすいアゼシート・ハウス用ビニールシート)などの産業廃棄物は出さないで下さい。  
粗大ごみの中にはまだまだ利用できると思われるものがたくさん見られます。ごみとして出す前にもう一度利用できるか確認しましょう。

原動機付自転車・自動二輪車は回収しませんので、販売店などに処分を依頼してください。

### ⑤ 粗大ごみ回収場所

地区	場所
山之内	荒木谷バス停
樋口	樋口公民館西側
横河原	横河原二本松
志津川	志津川グラウンド 八反地墓地南東側
西岡	西岡公民館 池ノ下公民館
見奈良	見奈良公民館
田窪	田窪集荷場
田窪団地	田窪遊園地前
牛淵	牛淵公民館 堀池公民館
牛淵団地	ボンフ室横
播磨台団地	播磨台団地公民館
上樋口	牛淵団地駅北東入口
南野田	野田集荷場
北野田	大地泉南
北野台団地	北野台団地集会所横
新村	農協新村支所南側
上林	恩地橋 上林蔵置所横
下林	下林集会所
上村	農協上村支所北側

## 不燃物の回収

### ① 回収日

毎月十日・二十五日

### ② 不燃物を出す時間

回収日の当日、正午から午後六時までの間

### ③ 回収する不燃物

ガラス・ビン類・金物類・プラスチック類・発泡スチロール等

### ④ 注意事項

不燃物以外のものを一緒に出さないで下さい。  
ダンボール箱等に入れるなど不燃物が散乱しないよう固く荷造りして下さい。  
うすいアゼシート及びハウス用ビニールシートは回収しません。  
スプレー缶やエアゾール缶を出す時は、必ず中のガスを抜いて下さい。火災等の事故のもとになります。

### ⑤ 不燃物回収場所

北吉井地区  
山之内公民館、岡堰堤、荒木谷バス停、除ケ、井口公民館、菖蒲瓦屋下手、樋口高曾渡、横河原公民館、横河原二本松、横河原愛媛新聞店横、樋口オタビ、志津川皇大神境内、愛大医学部重信宿舎、志津川集会所、池田商店北側、八反地墓地南東側、志津川団地ストア、西岡集会所、西岡奥村商店前、池ノ下公民館、播磨台団地公民館南側  
二拝志地区  
上林(恩地橋)、上林中筋集荷場、上林蔵置所横、二ノ瀬バス停、八幡公民館、横根公民館、五反地公民館、下林集会所、宮ノ段公民館、西ノ谷公民館、農協上村支所北側  
南吉井地区  
見奈良公民館、刑務所官舎、田

窪団地遊園地前、田窪隻手薬師寺北側、田窪集荷場、堀池公民館、牛淵団地駅北東、牛淵団地四棟南、牛淵団地六棟南、牛淵団地三十四棟北、愛媛銀行重信支店南側、牛淵集荷場、北野台団地、大地泉南、野田集荷場、大湧泉横、新村公民館

## 使用済乾電池回収

各公民館、集会所に回収容器を設置していますので、その中に入れて下さい。

## ごみ・粗大ごみ・不燃物を出される方へ

ごみ・粗大ごみ・不燃物を出される方は、次のことを厳守して下さい。  
\* 指定された日に、指定場所へ出して下さい。  
\* 燃えるごみと不燃物はきちんと分けて出して下さい。  
\* 事業所から排出されるごみ等については回収しませんので、事業所ごとに処理して下さい。  
\* ごみの出し方の悪い回収場所については、回収を停止しますので、きちんと出すようにして下さい。



# 平成五年 消防出初式

平成五年重信町・川内町消防出初式が三月七日重信中学校グラウンドで、両町消防団員など約七百名が参加して行われました。

被表彰者は次のとおりです。

## 日本消防協会会長表彰

(勤続章)

池川 勝司

## 愛媛県知事表彰

永井 雅敏  
河合 國雄



## 愛媛県消防協会会長表彰

(功績章)

塩見十起雄

(勤続章)

山口 宗廣 杉本 富雄  
若林 充孝 桑原 正明  
山内 昭 高月三千夫  
今井 要人 渡部 清志  
岩田太喜夫

(家族内助の功労者)  
渡部 澄江



## 重信町長表彰

愛媛県中央消防団連合会長表彰  
和田 邦夫 伊藤 萬淑  
武智 加長 井戸 平  
朝比奈英二 山内 一正  
高須賀祐二 高橋 良  
花山 順一

大森 健二 相原 圭一  
山内 英彦 八塚 幸重  
前田 卷雄 安井 重幸  
加藤 徳昌 渡部 秀樹  
林 有三 八木 健一  
西森 敏郎 山内 哲志  
白戸 健視 田丸 庄司  
佐伯 博之 窪田 正  
池川 英信 野中 光彦  
大西 賢 野中 正人  
日野 治男 倉瀬 邦久

# 平成五年度消防団役員名簿

(平成五年四月一日現在)

役職	氏名	電話	住所
団長	津川 義明	64122792	上村甲891
副団長	藤岡 卓	64122587	樋口74611
分団長	石丸 臣一	64123385	上村甲209
"	藤田 恒心	64133531	樋口298
"	高須賀 公	64133516	田深120112

## 第一分団

分団長	副分団長	氏名	電話	住所
渡部 昭信	加藤 哲信	64122212	6413547	横河原51911
"	"	恒岡 光行	6416652	山之内967
"	"	清水 治久	6416482	樋口1175
"	"	掛水 一男	6416257	志津川1432
"	"	和田 彰三	64122116	西岡153
"	"	河合 國雄	6416041	横河原130411
"	"	"	"	志津川182713

## 第二分団

分団長	副分団長	氏名	電話	住所
山口 宗廣	池川 忠徳	6413839	6410505	牛渕236
"	"	泉岡 穂	6418069	見奈良26111
"	"	井門 孝徳	6418682	田窪564
"	"	大川 正敏	6418491	牛渕665
"	"	岡多 正	6418457	南野田472
"	"	岡田 武範	6415572	北野田1217
"	"	大北 正明	6418767	北野田319
"	"	"	"	牛渕1502

## 第三分団

分団長	副分団長	氏名	電話	住所
永井 雅敏	八木 秀徳	6415590	6413379	下林甲1634
"	"	小山 昌文	6412773	上林甲632
"	"	白石 誠也	6419260	下林甲205811
"	"	"	"	上村甲91112

# 同和 教育

## 「第四回人権を語る集い」から④ 病院実習で学んだこと

東温高等学校 二年

矢野 美和

私たちは、人権の尊さを本当に理解できているでしょうか。世の中の矛盾や不合理さを見抜く、鋭い心の目を今一度開く必要があると思います。

小・中・高等学校において、私たちはあらゆる場を通じ部落差別に苦しむ人たちの実態、部落差別の起り、水平社運動、戦後の部落差別解消のための、取り組みなど、さまざまな視点から学習してきました。しかし、このようにいくら学習をつんできたからといって、

「また、同和問題か。もう十分



わかってるのに。」  
などといった残念な声を聞くのも確かです。

理解することと、行動にうつすことの間には、目に見えない壁があります。建前を本音にするよりもよいつそう困難です。すべての人がこの同和問題について、自分の問題と認め、正しい知識を得て、真剣に取り組む姿勢が大切であり、態度で表してこそ、問題解決の糸口になるということをお忘れはなりません。

部落差別の問題を放置しておくことは、許されぬことです。現代社会に残されているこの爪あとを二十一世紀へそのまま残していてもよいのでしょうか。少なくとも、解決への機会もあり時間もあつたのです。私たちの、素直に行動に移せる勇気と決断が、今問われているのです。

日本国憲法に明記されているように、「国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」と、人権は、平等かつ公平に誰にも保障されているのです。人権を侵すことは、罪であるということを改めて認識しなければならぬと思います。人権尊重について更に、考えてみようと思います。

私は先日、病院で臨床実習を行いました。疾患を持つ患者さんと日々接しました。直接看護

を行うとき、一番気をつけなければならぬと思っていることは、患者さんの人権を守ること、つまりプライバシーを絶対的に守ることです。また、常に患者さんの立場に立つてコミュニケーションをとることです。私は、こういったことを心にとめ、実習に臨みました。

私は、Aさんの日常生活援助をしました。Aさんは、十三年間寝たきりの状態で移動は車椅子という生活をされてきました。膝の関節の痛みと腰痛を強く訴えられ、動くことがあまり好きではなかったようです。そのため、身体の清潔も保たれず、そばに行くと思臭があるという状態でした。(中略)

私は、Aさんの清潔への意識を高めようと思い、まず足を洗うことを勧めました。Aさんは、車椅子に掛けています。私は、洗面器にお湯を入れ、Aさんの両足をつけてあげ、小さなタオルで何度もぬぐいました。途中、何度も「もういいけん、手洗つて!」「私のことはもういいから、他の仕事も忙しいでしよ!」など、しきりに気を使つて下さいました。私は、「気持ちいいですか。どこか、かゆいところはないですか。」と、自分が納得いくまで洗つてあげました。終わると「気持ち良かった。足がボカボカするよ。今日はよ

う寝れる。ありがとさん。」と言われました。看護する者として、あたり前の行為ですが、やはり患者さんの喜ぶ姿は、私にとつて励みになりました。

Aさんは、そのことをきっかけに、週に二回の入浴日には喜んで入られるようになったのです。あのまま入浴を拒み続けていたら、Aさん自身の清潔はもちろん、人間としての尊厳や人権も、きつと否定されたままになつていたでしょう。

私は、Aさんの清潔に対する意識を高められたと同時に、同室の人からも人間として尊ばれ、受け入れられるようになったことをうれしく思いました。今、思えば、実習初日のがむしやらかな一杯の気持ちでAさんに通じたのだと思います。この実習を通して、今までと

は違った視点から人権尊重つまり、相手の立場に立った看護をするべきということを実感しました。そして、患者さんの人権を守るには、患者さんについて理解し、一番合った看護を実施し、相手の気持ちを知る努力をして初めて達成されることに気がきました。

また、相手の人権を尊重することというのは、人間を思いやることだと思います。「心と心との通い合い」とよく言われますが、一方通行では、心は通い合いません。お互いの気持ちの通い合いがあつて確立されるものです。実習の機会を得た、思いやりの心、相手の心を理解することを忘れず、個性を尊重する看護婦になれるよう、これからも一層学習に励みたいと思います。

## 第36回町民大運動会

4月18日(日)

(雨天時は4月25日)

場所 重信中学校グランド

みんなで、参加しましょう



## 地域性を生かした 学校週五日制の対応

全国的な話題の中でスタートした学校週五日制もすでに半年を経た今日、それぞれの地域において子供にゆとりと主体性を培い豊かな体験を持たせるべく努力しております。

当地域においても、学校における事前・事後の指導と地域の方々の協力のもとに、序々にその成果が表れてきております。当初は「友だちと遊んだり、スポーツをした。」「家で自由に過ごした。」等が多く、家での過ごし方に対して指導の必要もありませんでした。

しかし、十一月になると「手伝い」「親子で共同作業やスポーツ」「地域少年団活動」等が多くなり、活動が活発になってきました。

『今日のふれ合いの日は、父母ともに休みであったものの兼業農家のため、土・日で農作業をすることに、子供も田へ行ききました。子供はポケット図鑑を持っており、山の草花を取り生活科の勉強だと結構楽しそうにしていました。田へ行くことの少ない子供にとって、こんな過ごし方もいいなあと思えました。』

また十二月になると寒さのせいか、状態が変わり「家で自由

に」「地域活動（クリーン活動）へ参加」「家の手伝い」の順となり、屋内での活動が多くなりましたが「手伝い」の回数は前回よりもはるかに多くなっております。

『五日制の実施も三回目となり親が予定をたてるのでなく、子供が予定表を作るようになりました。午前中はバドミントンを予定していましたが父が仕事を休んでしまい、母親もたくあんを漬けるため、だいこんを洗ったりして相手をしてやることができなかつたのですが、子供は一緒にだいこん洗いをしたり、ひもでくくって干すなど、手伝いをよくしてくれました。午後には年賀状を書きかけたところ友達遊びに来たため、外へ出て行き、予定どおりにはならなかつたようです。』

人手の少ない地域でも、その地域の生活の中に学校週五日制の趣旨を生かす道があるように思われます。



## 重信町在宅ねたきり老人等 介護手当のご案内

この手当は、居宅においてねたきり老人等を常時介護している者（介護者）に対し、ねたきり老人等の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。制度の概要は次のとおりです。

- 一、手当の区分及び申請者  
①家庭で六ヶ月以上の期間、ねたきりの六五歳以上の方を常時介護している同居の方。
- ②家庭で六ヶ月以上の期間、重度の痴呆症状のみられる六五歳以上の方を常時介護している同居の方。

記

- 二、申請に必要な書類  
重信町在宅ねたきり老人等介護手当支給申請書、及び、世帯全員の住民票写し
- 三、支給月額  
ねたきり老人、又は、重度の痴呆性老人一人につき月額一万円。
- 四、支給先  
申請者（介護者）へ口座振込
- 五、支給月

※ねたきりとは、食事・入浴・排便等の日常生活のほとんどに介護を要する状態をいう。  
※重度の痴呆とは、知的能力の低下により生じる症状があり、日常生活のほとんどに介護を要する状態をいう。

平成五年八月・十二月  
平成六年四月の年三回  
六、申請書交付先及び申請先  
役場福祉課  
☎六四一二〇〇一



## ★★ 図書館だより ★★

### 新刊図書案内

〈歴史・伝記〉○世界史こぼれ話し＝三浦一郎○日本史の謎と怪異＝桑田忠親○白石春樹の研究＝星島一夫  
〈社会科学〉○ソ連解体後＝小川和男○金利・為替予測ハンドブック＝住友信託銀行○頭のいい保険利用法＝野木陳平○政治改革の原点＝斎藤栄三郎  
〈自然科学〉○化学がわかる本＝小林茂樹○ザ・スペースエイジ＝NHK取材班○エイズ予防の基礎知識＝塩川優一○アイバンク＝坪田一男  
〈家政学〉○ママは、おいしい天才。＝カゴメSPサービス○自然食あらかると＝平賀佐和子○気がつかない住み方＝藤井和子  
〈芸能・文学〉○当世やまごころ＝山川静夫○古典落語＝興津要○磯野家の謎＝東京サザエさん学会○三島由紀夫伝説＝奥野健男○お夏清十郎＝平岩弓枝○夜の哀しみ(上・下)＝三浦哲郎……その他。

### 【今月の標語】

一大昔を読むことによって、人は別人となる。極言すれば、その顔も変るといえるかも知れない(小泉信三)

### 読書グループ講座案内

#### 源氏物語講座受講生募集

1. 日程・時間  
第1回＝6月2日(水) 毎月第1と第3水曜日。  
午後1時30分～3時30分
2. 場所 重信町立図書館3階会議室
3. 講師 愛媛大学教授 美山 靖 先生
4. 受講料 一ヶ月2000円程度
5. 申し込み期限 平成5年4月30日まで  
お問い合わせは読書グループ  
○西田(TEL64-3899) ○大西(64-7225)  
○高田(64-9617)まで。

## 埋蔵文化財の保護について

—埋蔵文化財包蔵地で、  
土木工事等を行なう際の  
届出について—

文化財は、私達の祖先が創意工夫をこらしながら生きてきた生活の証で、歴史や文化を理解する上で欠くことのできない貴重な遺産です。新しい文化の創造、そして発展・向上はこれら文化遺産の継承の上にはじめてなされるもので、国際化社会・生涯学習体系（町づくり）の基礎をなすものです。

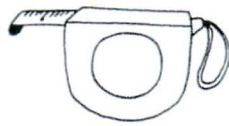
従って、私達は先人の遺してくれた文化遺産を共通の財産として保護し、後世に正しく伝える重要な使命があります。そこで文化財を保護するため、文化財保護法により次のことが定められております。

(一) 周知の遺物包蔵地、遺跡に指定されている所在地において、開発行為（土木工事、農業改善事業、埋立・建築工事等）をするときは、該当地の遺跡の有無の確認調査（試掘）をし、その結果遺跡があるときは文化庁に届出をして、発掘調査を行なうことが義務づけられています。土木工事等を行なう場合は、発掘の六十

日前までに町教育委員会へ届出書を提出ください。

(二) 遺物包蔵地以外で土木工事等行なう場合でも、遺物の出土や古墳等遺跡と認められるものを発見した場合は、その時点で速やかに届出をしてください。

詳しくは、町社会教育課もしくは歴史民俗資料館まで、お問い合わせください。  
社会教育課 六四一―一五〇〇  
歴史民俗資料館 六四一―三四一四



## 篤志寄付

重信町社会福祉協議会に次の方から金一封を寄付下さいました。

- |    |       |       |
|----|-------|-------|
| 大西 | 茂徳さん  | (牛 測) |
| 白戸 | 邦美さん  | (山之内) |
| 大西 | 重良さん  | (牛 測) |
| 渡部 | ミヤ子さん | (牛 測) |
| 城戸 | 雪子さん  | (見奈良) |
| 吉川 | 正男さん  | (横河原) |
| 高木 | 秀雄さん  | (見奈良) |
| 渡部 | 實正さん  | (田 窪) |

## 平成四年度婦人団体研修会

二月十四日(日)九時より二百三十余名が出席して、重信町婦人団体研修会が開催されました。今年度は「住みたくなる町、こんな町」のテーマで各分散会ごとに熱心に討議されました。今回は「ブレンディーしげのぶ」のグループも参加してより幅広い年齢層での話し合いになりました。女性が一丸になってこの重信を住みよい町にしていこう、そのためにゴミ問題を中心にして、これからずっと話し合いを重ねていくことになりました。



## 障害を持つ方々への職業準備訓練・職業講習(OA講習)受講のご案内

### ◎職業準備訓練

簡単な作業を通じて、基本的な労働習慣を身につけて頂き、就職の促進と職場への適応を援助しています。

#### ◇対象者

就職を希望している障害者(主に療育手帳所持者)

(1回 6人対象)

#### ◇訓練期間 8週間(年4回)

### ◎職業講習(OA講習)

職業生活に必要な知識や技能等を習得して、ハンディキャップの軽減と職域の拡大を図るため、ワープロの操作技能を習得して頂きます。

#### ◇対象者

主として、就職の目標を持つ上肢・下肢に障害のある脳性まひの方や視覚障害の方等(1回 2~3人対象)

#### ◇訓練期間

4週間(視覚障害者は6週間)(年6回)

詳しくは、愛媛障害者職業センター(☎21-1213)へ。

## 春の天体観測のお知らせ

(天文愛好会員同時募集)

重信町教育委員会では、春の天体観測の参加希望者(50名限定)を募集しています。また、合わせて「天文」について深く知りたい方や、四季を通して天体観測に参加したい方(20名程度)を募集しています。

#### 【一般観測の部】 50名募集

日時 ☆第1 4月24日(日) 午後7時~午後9時

(第1の子備日4月25日(日))

☆第2 5月15日(日) 午後7時~午後9時

(第2の子備日5月16日(日))

#### 【天文愛好会の部】 20名募集

日時 ☆1回目 4月17日(土) 午後7時~午後9時

(1回目の予備日4月18日(日))

☆2回目 5月8日(土) 午後7時~午後9時

(2回目の予備日5月9日(日))

お問い合わせ・申し込み先

重信町民会館内 社会教育課

天文係 ☎64-1500

# 町民カレンダー

平成5年4月28日(水)～平成5年5月31日

月	日	行 事 名	時 間	場 所
4	28(水)	粗大ごみ回収日(指定場所へ午前10時までに出して下さい)		各 地 区
		健康相談		
	29(木)	みどりの日 祝日ですがごみ収集します。		
5	30(金)	固定資産税第1期納期限、水道料金納期限		
	1(土)	健康相談	9:00～11:00	役場保健婦室
	2(日)	当番医 岸本病院		川内町北方 ☎66-5670
5	3(月)	憲法記念日 不用犬・買上げ休みます。10日(月)に連れて来て下さい。ごみ収集休みます。6日(木)に出して下さい。		
		当番医 八木耳鼻咽喉科皮膚科		牛 湖 ☎64-5400
	4(火)	国民の休日 ごみ収集休みます。7日(金)に出して下さい。		
5		当番医 辻井循環器科内科		田 窪 ☎64-0013
	5(水)	こどもの日 ごみ収集休みます。8日(土)に出して下さい。		
		当番医 重信クリニック		志津川 ☎64-1188
5	8(土)	役場閉庁日		
		春の天体観測(天文愛好会の部)	19:00～21:00	図 書 館
	9(日)	春の天体観測(5/8の子備日)	19:00～21:00	図 書 館
5		当番医 友愛内科小児科		松山市水泥町 ☎76-6262
	10(月)	不燃ゴミの回収日。		
		おとしより健康相談室	14:00～16:00	役場保健婦室
5	11(火)	ポリオ生ワクチン投与(9頁参照)	14:00～15:00	町 民 会 館
	12(水)	1才6ヶ月児健康診査 H3年9月・10月生まれの子	13:30～14:30	町 民 会 館
	13(木)	心配ごと・行政相談	13:00～15:00	役場会議室
5	14(金)	3才児健康診査 H2年1月1日～2年3月31日生まれの子	13:00～14:00	町 民 会 館
	15(土)	健康相談	9:00～11:00	役場保健婦室
		春の天体観測(一般観測の部)	19:00～21:00	図 書 館
5	16(日)	春の天体観測(5/15の子備日)	19:00～21:00	図 書 館
		当番医 西野医院		横河原 ☎64-2152
	20(木)	乳児健康診査 H4年7月・10月・H5年1月生まれの子	13:30～14:30	町 民 会 館
5	22(土)	役場閉庁日		
	23(日)	当番医 中川外科内科		松山市南梅本町 ☎76-7811
	24(月)	健康相談(24日～26日まで)		各 地 区
5	25(火)	不燃ごみ回収日		
		心配ごと相談	13:00～15:00	役場会議室
	27(木)	日本脳炎予防接種 北吉井幼・双葉保3才以上の一般	14:00～14:30	北吉井小体育館
5	28(金)	日本脳炎予防接種 上林保・拝志保3才以上の一般	13:50～14:00 14:20～14:30	上林小体育館 拝志小体育館
	29(土)	健康相談	9:00～11:00	役場保健婦室
	30(日)	当番医 山本内科		川内町北方 ☎66-2066
5	31(月)	母親学級Ⅰ	14:00～15:30	町 民 会 館
		軽自動車税納期限		

## 戸籍の動き

出生(おめでとう)

三月十五日届出分

住所	保護者	出生児	生年月日
志津川	宮本 一雄	真紀子	2・27
田窪	山内 実	凌 祐	2・25
下林	谷松 勝美	小百合	2・21
樋口	山本 隆祥	純也	2・19
田窪	高木 明仁	雅仁	2・9
牛湖	古田 竜也	恭也	1・29

## 死亡(お悔み)

住所	氏名	年齢	死亡の日
牛湖	大西良治郎	92	2・18
志津川	岡 高太郎	92	2・19
横河原	吉川 猛夫	80	2・20
山之内	河口 俊夫	76	2・21
牛湖	大北 實	90	2・24
見奈良	城戸 良雄	79	2・25
上林	山内 茂喜	68	2・26
樋口	渡部マキヨ	94	2・28
樋口	河添 ふみ	48	2・28
田窪	渡部	80	2・28
田窪	金子	80	2・28
牛湖	金子	74	3・3
山之内	加藤	98	3・9

## 団員募集

重信町青年団では、新しい団員を、募集しています。

あなたもいろんなことにチャレンジしませんか？

スポーツ・ボランテイア  
和太鼓(愛媛の太鼓等) etc

私たちと一緒に思い出を作りましょう。

連絡は、青年団事務局まで  
☎六四一五〇〇

## 重信町教育相談室

子供の教育上の諸問題や悩みごとなどについて相談に応じる重信町教育相談室を開設しています。気軽にご相談下さい。秘密は厳守します。

日時 毎週水曜日  
13:00～17:00

場所 図書館3階

電話 64-3437

方法 電話でもよいし、直接来られてもかまいません。子供からの電話も受け付けています。

月	日	相 談 員
4	7	大森 敬子
	14	水田 敏廣
	21	高須賀利清
	28	近藤 栄宏
5	12	近藤 良悟
	19	稲荷 善一
	26	武智 道子